



2023年7月21日

各 位

会社名 株式会社 駅 探  
代表者名 代表取締役社長 金田 直之  
CEO 兼 COO  
(コード：3646 東証グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 小嶋 勝也  
(TEL. 03-6367-5951)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|     |                        |                        |
|-----|------------------------|------------------------|
| (1) | 処分期日                   | 2023年8月15日             |
| (2) | 処分する株式の種類<br>および数      | 当社普通株式 4,800 株         |
| (3) | 処分価額                   | 1 株につき 439 円           |
| (4) | 処分価額の総額                | 2,107,200 円            |
| (5) | 処分先及びその人数<br>並びに処分株式の数 | 当社連結子会社の取締役 2名 4,800 株 |

#### 2. 処分の目的及び概要

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）及び当社グループ役職員（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」という。）を対象に、対象取締役等が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象取締役等と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決定し、2022年7月20日付で、対象取締役等に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、金銭報酬債権及び普通株式を付与しております。

このたび、当社は、本制度の対象者として、対象取締役等に新たに当社連結子会社の取締役2名を加えることといたしました。また、既に付与済みの対象取締役等と同一条件とすることを目的とし、今回につきましては、譲渡制限期間を2年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等2名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記3.のとおりです。

#### 3. 割当契約の概要

##### ① 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、2023年8月15日から当社の第23回定時株主総会の日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

##### ② 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役等が死亡に

より退任または退職した場合には、本譲渡制限期間の開始日から当該退任または退職までの期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該退任または退職の日または2024年7月1日のいずれか遅い日をもって、対象取締役等の相続人が保有する本割当株式の全部についてのこれに係る譲渡制限を解除する。

#### ③ 役務提供期間中の退任等の取扱い

当社グループの取締役又は使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合（ただし、退任または退職と同時に取締役又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任または退職の場合を除く）には、当社は、対象取締役等の退任または退職の理由（自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等）等具体的事情に照らして、当社の取締役会の過半数の決議により以下のいずれかを実施することができる。

- I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。
- II. 本譲渡制限期間の開始日を含む月から対象取締役等が退任または退職した日を含む月までの月数を22で除した数に、本割当株式を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の割当株式について、これに係る譲渡制限を解除し、残りについて無償で取得する。また、この場合、割当株式に係る譲渡制限については、対象取締役等が退任または退職した日もしくは2024年7月1日のいずれか遅い日に解除する。

#### ④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等について決議をした日を含む月までの月数を22で除した数に、本割当株式を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、当該組織再編等に関する効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、この場合において、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を無償で取得する。ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が2023年7月1日迄である場合、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年7月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である439円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上